

健生食輸発1029第2号
令和7年10月29日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産ドリアンのプロシミドン及びバナナのアセタミプリド)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和7年10月22日付け健生食輸発1022第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産バナナのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ベトナム産ドリアンのプロシミドンについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産バナナのアセタミプリドについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアセタミプリド

2. 別表第3への追加

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアセタミプリド（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AGRISTAR JOINT STOCK COMPANY」であるものに限る。）

3. 別表第2から削除

- ・ベトナム産ドリアン及びその加工品（簡易な加工に限る。）のプロシミドン